

広島県告示第九百号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第二十七条第二項の規定によって、次のとおり広島県医師国民健康保険組合の規約の変更を認可した。

令和六年十月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 変更のあった事項  
組合の地区

二 変更内容  
愛媛県の今治市を地区に加える。

三 認可年月日  
令和六年九月十九日